

【中国】農村の土地請負経営争議の調停及び仲裁法

海外立法情報調査室・富窪 高志

- * 中国農村の耕地は農民集団所有とされ、個々の農家は自らが属する集団経済組織又は村民委員会との契約により 30 年間の土地請負経営権を行使する形で農業生産を行っている。この土地請負経営に関連する争議が多発する事態に対応し、当事者の合法的権利利益を擁護し、農村の経済発展と社会的安定を目的として、「農村の土地請負経営争議の調停及び仲裁法」が 2009 年 6 月 27 日に公布された。施行は 2010 年 1 月 1 日である。

争議の種類

同法は、土地請負経営に関連する争議として、①請負契約の締結、履行、変更、解除及び終止に関連する争議、②請負経営権を下請け、賃貸、交換、譲渡及び出資の形で流通させる場合に生ずる争議、③契約期間内における請負地の回収、自然災害等による請負地の調整に関連する争議等を挙げている。

これらの争議については、当事者による和解、自治機関である村民委員会又は末端の行政機関である郷（鎮）人民政府による調停（第 3 条）、当事者が和解、調停を望まない、及び和解、調停が不調に終わった場合には仲裁委員会による仲裁を通して解決が図られる（第 4 条）。

調停の手順

村民委員会又は郷（鎮）人民政府に対する調停申立は、書面又は口頭により行われる。調停者は、当事者が合意に達するよう粘り強く説得に努めることとされる。合意に達すると、調停協議書が作成される。調停協議書は、当事者の署名、捺印（拇印も可）、調停者の署名及び調停組織の印章の押捺により効力が生ずる（第 8～9 条）。

仲裁委員会及び仲裁人

仲裁人の選任及び解任、仲裁申立の受理、仲裁活動の監督を行う農村土地請負仲裁委員会（仲裁委員会）が、県及び区を設置しない市のほか、区を設置する市又は当該市の区に置かれる。仲裁委員会は、人民政府及びその関係部門、関係人民団体、農村集団経済組織、農民の各代表のほか、法律、経済等関連分野の専門家から構成される。構成員の互選により、主任 1 人、副主任 1～2 人、委員若干名が置かれる。農民代表の数については、単独で構成員の 2 分の 1 以上にすべきとの意見もあったが、最終的には専門家と併せて 2 分の 1 以上となった。仲裁委員会は、国务院が作成するモデルを参照して定款を作成し、構成員の選出方法、任期及び議事規則等を定める。仲裁人は品行方正であることを前提条件として、①土地請負管理業務に満 5 年従事していること、②法律業務又は調停活動に満 5 年従事していること、③当該地において威望があり、かつ土地請負に関する法律及び国の政策に精通していること、のいずれかを満たしていなければならない（第 12～15 条）。

仲裁の申立及び受理

仲裁申立の時効期間は、申立人が権利侵害を知った日又は知り得た時から2年とされる。仲裁申立には、①申立人が争議案件と直接の利害関係を有している、②明確な被申立人がいる、③具体的な仲裁請求及び事実、理由が存在する、④仲裁委員会の受理範囲である、ことが要求される。人民法院が受理したもの及び法律の規定により他の機関で処理すべき申立は受理されない（第18、20、22条）。仲裁委員会は申立の受理日から5日以内に、申立人に対して受理通知書、仲裁規則及び仲裁人名簿を、被申立人に対してはこれに加えて仲裁申立書の副本を送達しなければならない。被申立人はこれらを受理後10日以内に、仲裁委員会に書面又は口頭で答弁書を提出することが求められる（第23～25条）。

仲裁廷の構成

仲裁廷は、当事者が共同で選定する首席仲裁員、別個に選定する仲裁員の計3名で構成される。仲裁員が、当該案件の当事者である、当事者又は代理人の近親者である、当該案件と利害関係を有する、当該案件の当事者又は代理人との間に仲裁に影響を与え得る関係を有する、当事者又は代理人の接待及び謝礼を受けた等の場合には、自ら回避しなければならない、当事者も書面又は口頭で忌避を申し立てることができる（第27、28条）。

仲裁廷の開廷及び裁決

仲裁廷は開廷の5日前までに、開廷時間、場所を当事者に通知する（第31条）。開廷後、当事者同士は和解を選択することができ、申立人は仲裁請求を放棄し又は変更し、及び仲裁申立を撤回することができる（第32～34条）。当事者は自らの主張については根拠となる証拠を提出することが求められ、仲裁委員会は必要な場合には自ら証拠を収集し、専門的な事項について鑑定機構に鑑定を依頼することができる（第37～39条）。仲裁廷は行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けずに独立してその職責を果たすものとされ、裁決は仲裁員の多数意見に、多数意見が形成されなかった場合には首席仲裁員の意見に従って下される。裁決後3日以内に裁決理由、裁決結果、裁決日等を記載した裁決書が、当事者に送達される。申立受理日から60日以内にこの過程を終了しなければならない、延長が必要な場合でも30日を超えてはならない。裁決に不服がある場合、当事者は裁決書受理後30日以内に人民法院に訴えを提起することができる（第44～48条）。

2003年1月施行の「農村土地請負法」の「土地請負仲裁機構に仲裁を申し立てることができる」（第51条）という規定に従い、仲裁制を試行した224の県、市が2004年から2008年3月までに受理した仲裁申立数は5万件に達した。今回の法制定、そして施行により全国的に争議処理体系が整備され、経済発展と社会安定が図られることが期待される。

注（インターネット情報はすべて2009年7月21日現在である。）

・「農村の土地請負経営争議の調停及び仲裁法」の原文は、中央政府ポータル

<http://www.gov.cn/flfg/2009-06/27/content_1351869.htm>を参照。